（法第10条第１項第７号）

令和３年度の事業計画書
令和３年３月１日から令和４年２月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

１　事業実施の方針

本法人第６期である当年度は、前年度に引き続き面会交流仲介支援を重ね実績を積むことに併せ、支援依頼増に対応すべく更なる支援者の養成に取り組む。すでに行っている養成した支援者の交流の場において情報共有の強化と、子どもが親の離婚によらず両親の愛情を感じられる支援体制の整備を図る。

昨年度より実施している「家庭環境に悩む子どものLINE相談」「親の別居・離婚を経験した子どもたちへの法教育プログラム」にも継続して取り組み、これまで以上に子どもの声を拾いながら、より子どもたちのニーズに合う支援活動のかたちを模索する。また他団体との連携も一層の強化を図る。

２　特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
（1） 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	３名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭70組
（2） 面会交流仲介支援者養成事業	面会交流仲介支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催	7月 9月 12月	当法人事務所	３名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭の支援を希望する人 30名
（3） 家庭環境に悩む子どものLINE相談事業	家庭環境に悩む子どもからのLINE相談を受付	通年	当法人事務所	10名	インターネット環境を持つ家庭環境に悩む子ども500名
（4） 親の別居・離婚を経験した子どもへの法教育プログラム	親の別居・離婚を経験した子どもに対し「婚姻制度」「裁判所のしくみ」「子どもの権利」などについてレクチャーし、子どもたちが主体的に意見を取り交わしながら生きる力を育むプログラムを提供する	10月 11月 12月 1月 2月 3月	オンラインによる開催	３名	親の別居・離婚を経験した子ども90名

２　その他の事業

事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
（1） 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	２名	近隣住民及び習志野駅利用者等不特定多数